

会津若松市本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画作成等業務委託 プロポーザル募集要項

I. 募集の趣旨及びプロポーザル適用の理由と効果

1. 募集の趣旨

本募集は、会津若松市まちの拠点整備事業（市役所庁舎の整備）（以下「本事業」という。）における本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画作成等業務委託の受託者を選定するにあたり、本市の特性等を十分に理解し、豊富な経験や能力を有する優れたコンストラクション・マネジャー（CMr）を特定するために実施するものであり、本要項はその手続きについて必要な事項を定めるものである。

2. プロポーザル適用の理由と効果

本事業は、本庁舎旧館の保存及び活用と新庁舎整備を連携させながら、スケジュールやコスト、品質などの高度な事業管理を行うことが要求される。

このため、建物の各種調査や保存工法及び活用、新庁舎建設を含む庁舎整備全体の提案に加え、計画、設計、施工における各種マネジメント能力を備えた豊富な実績と高い技術力を持つ民間事業者からのプロポーザル方式による業者選定を実施することにより、効果的で円滑な事業推進を図るものである。

II. 業務概要

1. 本委託の概要

① 業務名

会津若松市本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画作成等業務

(以下「本業務」という。)

② 業務の目的

本庁舎旧館の現状を把握し、その保存・活用に向けた方法及び概算事業費とともに、新庁舎建設を中心とする分庁舎の活用を含めた庁舎整備の全体像及び事業スケジュール等を検討し、平成30年度以降の庁舎整備へ向けた基本的な方針及び条件を整理する。

③ 履行期間

業務委託契約締結日から平成30年3月23日までとする。

④ 業務の内容

別紙「会津若松市本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画作成等業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書）」のとおり

※ 尚、本業務の成果に基づき、引き続き基本計画段階以降のコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）を別途随意契約することがある。そのため、本プロポーザルでは基本計画段階以降（別紙「会津若松市本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画作成等業務委託特記仕様書（補足）」参照）のCM業務遂行能力に必要な技術者の配置・業務実施能力を審査項目とする。

2. 事業概要

① 事業名称

会津若松市まちの拠点整備事業（市役所庁舎の整備）

② 事業内容

現在の本庁舎を中心として、本庁舎旧館を耐震保存（一部もしくは全部）及び活用の上、本庁舎及びその他の庁舎における行政サービスや庁舎機能等を適正配置、集約し、まちなかの景観や駐車場の確保、交通アクセスに配慮した新たな総合庁舎を建設することを基本とする。

尚、以下の検討結果及び各種計画を参照すること。

「会津若松市第7次総合計画（平成29年2月）」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016110400058/>

「庁舎整備の方向性に関する意見書（平成28年3月）」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015101500043/>

「会津若松市都市計画マスタープラン（平成25年3月）」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013042300012/>

「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（平成22年8月）」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009020500024/>

③ 整備場所

会津若松市東栄町3番46号 外

（所在地：東栄町246及び同251 外）

④ 敷地概要

- ・敷地面積：約6,140㎡
- ・用途地域：商業地域
- ・建ぺい率／容積率：80／400

⑤ 構造

今後の検討による。（※免震構造も考慮する。）

⑥ 事業規模及び概算事業費

未定

※ 事業規模等の目安として、現状の本庁舎及び周辺庁舎の延床面積等については、本募集要項最終ページ「(参考) 会津若松市庁舎の現況」へ示す。

※ 事業費に含む項目として、新庁舎建設工事、現庁舎解体工事・保存工事、外構整備工事、旧館における各種調査費（耐震診断・劣化診断等）、測量調査費、地盤調査費、基本計画策定支援料、基本設計料、実施設計料、工事監理費、施工費、備品購入費、移転費、土地取得費、消費税等を見込むものとする。

⑦ 事業完了予定

今後の検討による。（※ただし、遅くとも平成38年度の庁舎全体供用開始を目指すものとする。）

III. 募集要領

1. 選考方針

受託者の選定は、会津若松市が依頼した7名の委員により組織する「会津若松市本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画等作成業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）」において、提出書類やプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）による審査を踏まえ実施する。

委員会は、一次審査を踏まえた二次審査の採点により、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。

2. スケジュール

月日	内容
4月10日（月）	公募開始（公告日）
5月 1日（月）正午	質問書の受付締切
5月 9日（火）17時15分	参加意向申出書の提出締切
5月10日（水）	一次審査（書類審査） 一次審査結果の通知
5月10日（水）	二次審査参加要請通知
5月22日（月）	提案書の提出締切（会津若松郵便局留）
5月25日（木）	二次審査（提案書及びプレゼンテーション審査） 委員会
5月26日（金）	二次審査結果の通知
5月31日（水）予定	契約締結 審査結果の公表

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、次の①から⑩での参加資格要件を全て満たす単体企業とする。

- ① 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー（CMr）として、下記のア若しくはイに記す業務（以下、「CM業務」という。）の内、いずれかの段階について、CM業務における同種業務（本要項IV. 3. ③. ウ（エ）A参照以下同じ）又は類似業務（本要項IV. 3. ③. ウ（エ）B参照以下同じ）を元請として行った実績があること。

ア 設計者選定・設計・発注・施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ発

注者の側に立った、設計者選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務（2002年 国土交通省『CM方式活用ガイドライン』

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/kikaku/cm/cmguide1.htm> 参照。）

イ 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改定版）」に記載の1. 基本計画段階、2. 基本設計段階、3. 実施設計段階、4. 工事発注段階、5. 工事段階のCM業務

- ② CMr または設計監理者として、CM業務又は設計監理業務における保存改修工事に関する同種業務（本要項Ⅳ. 3. ③. ウ（エ）C参照以下同じ）を元請として行った実績があること。

※設計監理者

国土交通省告示第十五号別添一に示す、設計に関する標準業務、工事監理に関する標準業務及びその他の業務を含む設計業務、工事監理業務を行う者。

※設計監理業務

国土交通省告示第十五号別添一に示す、設計に関する標準業務、工事監理に関する標準業務及びその他の業務を含む設計業務、工事監理業務。

- ③ CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー）及び一級建築士の両方の資格を有する者が5名以上所属していること。
- ④ 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者で、申請業種に「建築設計」の登録がされていること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ⑥ 会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ⑦ プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ⑧ 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- ⑨ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑩ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が

不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

- ⑪ 国税及び地方税に滞納がないこと。

4. 参加等に対する制限

本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注を見込む「まちの拠点整備事業（市役所庁舎の整備）」に関する基本・実施設計業務の受託者及び工事の請負者となることはできない。

5. 業務実施上の条件

各業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

① 業務の再委託

契約の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。また、再委託先の協力企業の重複参加は認めない。

② 管理技術者の資格及び実績要件

本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。また、管理技術者は、CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー、以下「CMr」という。）及び一級建築士の資格を有し、建築工事において発注者の業務支援を行うCMrとして、CM業務に携わった実績がある者とする。また、保存改修工事においてCMr又は設計監理者として業務に携わった実績がある者とする。

※保存改修工事

木造建築を除く昭和42年以前に竣工している建物で、平成21年国土交通省告示第15号別添二による建築物の類型四～十二に該当し、延床面積1,500㎡以上、地上3階建以上の建築物の内装及び外装の保存又は復元工事

③ 本業務を担当する各分野の主任担当者の資格及び実績要件

各分野の主任担当技術者の資格等要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 建築（総合）

CCMJ及び一級建築士の資格を有する者でCM業務及び建築計画における設計監理業務に携わった経験がある者とする。

イ 建築（保存）

一級建築士の資格を有する者で保存改修工事におけるCM業務又は設計監理業務に携わった経験がある者とする。

ウ 建築（構造）

構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者でCM業務又は設計監理業務に携わった経験がある者とする。

エ 電気設備

設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者でCM業務又は設計監理業務に携わった経験がある者とする。

オ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者でCM業務又は設計監理業務に携わった経験がある者とする。

カ 建築コスト管理

建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者でCM業務又は設計監理業務に携わった経験がある者とする。

キ 工事施工計画

一級建築士の資格を有する者でCM業務又は設計監理業務に携わった経験がある者とする。

- ④ 管理技術者・各主任担当者は参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3か月以上あることとする。
- ⑤ 管理技術者は、各主任担当者との兼務はできない。
- ⑥ 各主任担当者は、それぞれ様式5-2～様式5-8にある各業務分野に配置するものとする。ただし、建築コスト管理主任担当者、及び工事施工計画主任担当者については、業務に支障を来さない範囲において、他の主任担当者との兼務を認める。

6. 募集要項、資料、様式類の入手方法、閲覧及び現地確認

① 募集要項、資料、様式類の入手方法

各要項、資料類は会津若松市のホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用するものとする。なお、郵送等による配布は行わない。

(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>)

② 閲覧資料及び現地確認

ア 既存図面等

既存本庁舎竣工図

平成10年度本庁舎耐震診断及び耐震補強基本計画策定業務委託成果資料

イ 閲覧及び現地確認期間

平成29年4月11日（火）から平成29年5月1日（月）までの平日 午前9時から午後5時までの間で事前に電話予約を受け付けた時間帯とする。

ただし、閲覧及び現地確認は一日当たり1者（3名以内）かつ1回とする。また、事前の電話予約については、平成29年4月21日（金）午後5時15分までとし、その後の電話予約については、原則、受け付けないものとする。

ウ 資料閲覧場所

下記のとおり

(事前に関覧の予約を電話で行うこと。現地確認についても同様とする。)

会津若松市 企画政策部 企画調整課

住所：〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1201 (直通)

エ 関係資料に関する注意事項

本業務の申請、提案書作成等のみを使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

IV. 応募手続き

1. 提出書類作成上の注意事項（共通）

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

2. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

① 受付場所

会津若松市 企画政策部 企画調整課

住所：〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

FAX：0242-39-1400

メールアドレス：kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

② 提出方法

質問書（様式1）にて、FAXまたは電子メールで上記の企画調整課に提出すること。

提出後に企画調整課へ、受信についての確認の電話をすること。

※ 直接持参した場合は、受理しない。

③ 質問への回答

回答は随時行う。なお、質問者にはFAXまたは電子メールにより回答することとし、併せてその内容について市ホームページに掲載する。回答内容は、本要領及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。（※遅くとも5月2日までに回答する。）

3. 参加意向申出書及び一次審査資料の提出、一次審査並びに辞退方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加意向申出書（様式2）及び一次審査資料を提出すること。

① 提出場所

会津若松市 企画政策部 企画調整課（2の①に同じ）

② 提出方法

提出書類は、提出場所まで郵送すること。ただし、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

③ 提出書類及び提出部数

ア 参加意向申出書（様式2） 1部

入札参加資格登録時に市に届けている「使用印鑑」を押印の上、提出すること。

イ 参加意向申出書添付書類 1部

(ア) 一級建築士事務所登録の写し

- (イ) 参加者に所属するCM r の認定書の写し（5名分）
- (ウ) 参加者に所属する一級建築士の免許証の写し（5名分）
- (エ) 配置予定技術者の資格を証明する資料（一級建築士の免許証の写し等）
- (オ) 配置予定技術者及び参加者に所属するCM r の所属（雇用関係）が確認できるもの（健康保険被保険者証の写し等）
- (カ) 納税証明書【国税】
 - ウ 一次審査資料 10部（様式3から様式5-8をまとめ、左上をホチキス止めとする。）
- (ア) 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式3）
- (イ) 参加者の同種・類似業務実績（様式4）
- (ウ) 管理技術者の経歴等（様式5-1）
- (エ) 各主任担当者の経歴等（様式5-2～様式5-8）

各資料記入上の留意事項は以下の通り。

- ・ 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式3）には、参加者の技術職員数・資格について記入すること。対象とする資格はCCMJ・一級建築士とする。
- ・ 参加者の同種・類似業務実績（様式4）には、以下のA若しくはBに該当するCM業務又は設計監理業務の業務実績、及び、Cに該当する保存改修工事におけるCM業務又は設計監理業務の実績を3件以内で記入すること。実績が複数ある場合は、公共工事のCM業務、保存活用工事におけるCM業務又は設計監理業務を優先し、関わった業務範囲が広いものから順に記入すること。ただし、同種業務の実績を1件以上記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、用途・規模・構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を「参考資料」として添付すること。

A 同種業務

国又は地方公共団体等が発注する工事で、平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型四～十二に該当し延床面積5,000㎡以上の建築物の新築に伴って行われたCM業務のうち、平成18年4月1日以降に発注され、参加意向申出書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。

※国又は地方公共団体等が発注する工事

- a 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
- b 「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第

68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

B 類似業務

平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型四～十二に該当し、延床面積5,000㎡以上の建築物（事務所機能が含まれるものに限る）の新築、増築、改築に伴って行われたCM業務のうち、平成18年4月1日以降に発注され、参加意向申出書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。

C 同種業務（保存改修工事）

木造建築を除く昭和42年以前に竣工している建物で、平成21年国土交通省告示第15号別添二による建築物の類型四～十二に該当し、延床面積1,500㎡以上、地上3階建以上の建築物の内装及び外装の保存又は復元工事に伴って行われたCM業務又は設計監理業務のうち、参加意向申出書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。

- ・ 管理技術者及び各主任担当者の経歴等（様式5-1～様式5-8）には、本業務を担当する管理技術者及び主任担当者について、次に従い記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、用途・規模・構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を「参考資料」として添付すること。

A 資格

資格の種類は様式に記載された資格について記入すること。

B 同種・類似業務

同種及び類似業務の対象は、前記「参加者の同種・類似業務実績」による。管理技術者、建築（総合）主任担当者はCM業務及び設計監理業務を各1件以上記入すること。建築（保存）主任担当者は保存改修工事におけるCM業務又は設計監理業務のいずれかを1件以上記入すること。また、様式5-7及び様式5-8の担当区分においては、他の業務主任担当者と兼務する場合は、兼務する分野を記入すること。

エ 参考資料 各1部

企業や技術者の実績の確認資料（左上をホチキス止めとする。）

④ 一次審査

提出された参加意向申出書・一次審査資料及び「会津若松市本庁舎保存活用計画及び庁舎整備行動計画等作成業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）」を基に、企画調整課で一次審査を行い、資格適合者には二次審査参加要請書を発送する。なお、資格適合者が3者を超える場合は、一次審査点の合計が上位3位までの者を選定し、二次審査参加要請書を郵送するものとする。

⑤ 辞退方法

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（様式7）を企画調整課へ、郵送または持参により提出すること。

4. 業務提案書等の二次審査資料の提出及びプレゼンテーション

二次審査参加要請通知を受けた者は、以下の要領で二次審査資料を提出すること。

① 宛先

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 企画調整課 行

② 提出方法

ア 提出期限 平成29年5月22日（月） 会津若松郵便局必着

※ 提出書類は、必ず平成29年5月13日（土）から5月22日（月）までの間に会津若松郵便局に到着するよう、簡易書留または一般書留の定型外郵便物として郵送すること。郵便局留の保管期間は10日間であるため、厳守すること。

※ 直接企画調整課へ持参した場合は、受理しない。

イ 封筒については、別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおり記載すること。

③ 提出書類及び提出部数

二次審査資料 10部（様式6-2から様式6-4をまとめ、左上をホチキス止めとする。）

ア 業務提案書（様式6-1） 1部

イ 業務実施方針（様式6-2） 10部

ウ テーマ別業務提案（様式6-3及び様式6-4） 10部

エ 参考見積書（自由書式） 1部

各資料記入上の留意事項は以下の通り。

- ・ 業務提案書（様式6-1）は、入札参加資格登録時に市に届けている「使用印鑑」を押印の上、提出すること。
- ・ 業務実施方針（様式6-2）は、以下の内容を記載し、発注者を支援する姿勢や取り組み意欲、担当者の技術力の高さ、業務内容の理解度等を評価する。
 - （ア）本業務に対する提案者の取組方針
 - （イ）各業務担当チームの体制と特徴
 - （ウ）業務上配慮する事項（テーマ別業務提案内容を除く）
- ・ テーマ別業務提案（様式6-3及び様式6-4）のテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。なお、業務提案書等の作成にあたっては「会津若松市第7次総合計画」、「庁舎整備の方向性に関する意見書」、「会津若松市都市計画マスタープラン」、「会津若松市鶴ヶ城周辺公共施設活用構想」のほか、本市の地域特性や求める諸条件を十分に理解した上で行うこと。

【テーマ1】	本庁舎旧館の耐震劣化補完調査のポイント、保存活用計画検討のポイント、基本計画段階以降における保存改修工事の管理のポイントについて
【テーマ2】	庁舎整備行動計画検討のポイントについて

- ・ 様式6-3及び様式6-4はそれぞれA3版片面1枚で簡潔にまとめること。提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは、原則10.5ポイント以上とすること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。
- ・ 業務実施方針及びテーマ別業務提案については、提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は行わないこと。（プレゼンテーションにおいても同様とする。）
- ・ 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、受託候補者の選定を行う。
- ・ 提案書の評価項目ごとに記載すること。指定の評価項目の記載がない場合、その項目は0点とする。
- ・ 二次審査資料の作成及びプレゼンテーション等にかかる参加者報酬として、10万円を支払う。
- ・ 参考見積書は、本業務委託内容と平成30年度以降における本事業の各段階で想定しているCM業務について、下表の期間を想定して、その段階毎に作成すること（＜別紙＞特記仕様書（補足）参照）。

基本計画段階	平成30年4月～平成31年3月：12か月（設計施工者選定支援を含む）
基本設計段階	平成31年4月～平成32年3月：12か月
実施設計段階	平成32年4月～平成33年3月：12か月（工事請負契約支援を含む）
工事段階	平成33年4月～平成36年3月：36か月

なお、平成30年度以降想定している段階毎の見積りは、予算等の参考とするものであり、契約金額を決定するものではない。また見積りにあたっては、基本計画段階、設計施工者選定段階、基本設計段階、実施設計段階、工事請負契約段階、工事段階の金額がわかるように算出すること。加えて、現時点で平成30年度以降の業務期間を上表のように、また事業方式を設計施工一括発注（デザインビルト）方式と想定するが、今後の検討を踏まえ、整理していくものとする。

- ・ 本業務の参考見積もりについては、業務料の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

④ 二次審査

評価要領に基づき評価を行う。

⑤ プレゼンテーション

審査は、二次審査資料の提出とあわせ、提出資料に関するプレゼンテーションを行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼンテーションの出席者は、本業務を担当する管理技術者、建築（総合）、建築（保存）を必須とし、その他各業務主任担当者の中から選出した計4名以内とする。

イ プレゼンテーションの日程（時刻）や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

ウ プレゼンテーションは、参加者が提出した二次審査資料及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。（プロジェクターは市で用意する）

エ プレゼンテーション及び審査委員からのヒアリングの合計時間は1者あたり40分程度を予定しているが、詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

オ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提出者を特定することができるような表示をしないこと。

カ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。

⑥ 審査方法及び結果の通知

企画調整課が算定する一次審査による評価を加味した、委員会による二次審査の評価点を踏まえ、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。ただし、二次審査における全委員の平均得点が要求水準に満たない場合、受託候補者として選定しない。

受託候補者及び選定されなかった業務提案書の提出者に対しては、審査の結果をFAXにて通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

⑦ 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

ア 提案書その他提出資料の提出期限を遵守しなかった場合

イ 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

ウ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

エ その他本要領に違反すると認められた場合

オ 委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

カ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

キ 業務提案書を提出前後に市の許可なしに、第三者へ開示等した場合

ク 契約締結までの間に、会津若松市工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止措置を受けた場合

V. 契約・その他留意事項

1. 契約

① 契約の締結

本委託の受託候補者として選定された者と見積合わせを行った上で契約手続きを行う。ただし、この者が参加意向申出書の提出から契約締結までの間に、会津若松市工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止措置を受けた場合、または提出された書類等に審査結果に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、若しくは何らかの事故等により、契約交渉が不可能になった場合はその者との契約を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

② 契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別途、特記仕様書に定める内容とする。尚、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して特記仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず業務内容に反映されるわけではない。

③ 契約金額

本業務の契約金額は11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。尚、委託料の目安に比べて著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

2. その他留意事項

- ① 提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、会津若松市は受託者として特定された者の業務提案書を、本プロポーザルに関する記録として公開等に利用できるものとする。

(参考) 会津若松市庁舎の現況

■会津若松市庁舎の現況一覧表

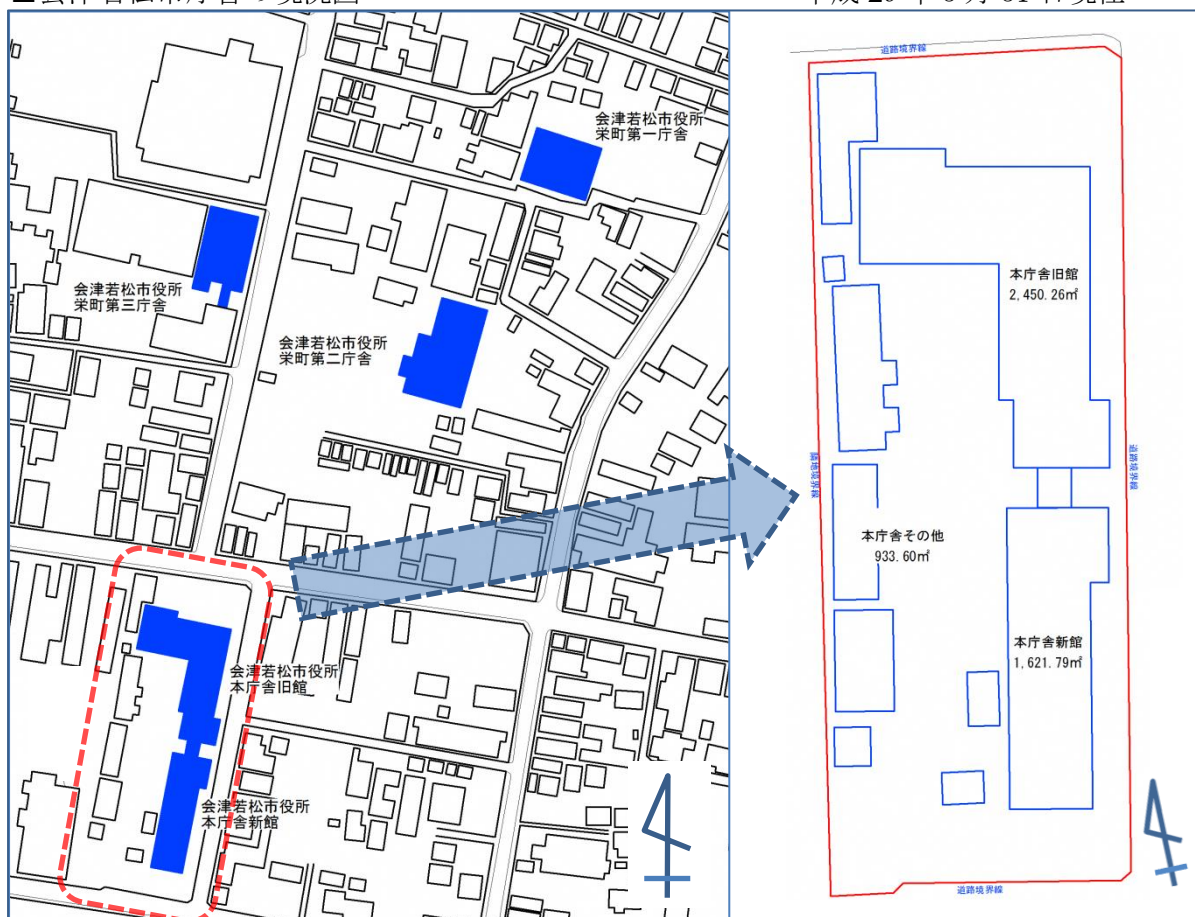
平成 29 年 3 月 31 日現在

区分 (所在地)	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	建設 年月日	経過 年数
本庁舎旧館 (東栄町 246) (東栄町 251)	6,138.05 (2,833.50) (3,305.00)	2,450.26	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階一部4階	昭和12年7月1日	79年
本庁舎新館 (同上)	上記内	1,621.79	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階一部4階	昭和33年5月1日	58年
本庁舎その他(車庫等) (同上)	上記内	933.60	鉄骨		
栄町第一庁舎 (栄町 39) (栄町 273)	1,868.38 (1,197.15) (671.23)	2,235.98	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 4階一部地下	昭和58年12月1日	33年
栄町第二庁舎 (栄町 74-1) (栄町 74-5)	4,350.00 (4,345.13) (4.87)	2,994.18	鉄骨2階建	平成10年3月1日	19年
栄町第三庁舎 (注)	—	370.83 (注)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 6階地下1階	昭和31年	60年
合計	12,356.43	10,606.64			

注…NTT 東日本施設一部賃貸借 (平成 25 年 4 月 1 日～)

■会津若松市庁舎の現況図

平成 29 年 3 月 31 日現在



[別紙]

(二次審査資料) 提案書提出用封筒の作成方法

(表)

提出期限	平成 29 年 5 月 18 日
件 名	本庁舎保存活用計画及び 庁舎整備行動計画作成等 業務委託

【市指定サイズ】

角 2 封筒 (縦 332mm、横 240mm)

【必須記載事項】

表 面

①宛先

〒965-8799

会津若松郵便局留

会津若松市役所

企画政策部 企画調整課 行

②提出期限

募集要項又は実施説明書に記載されている提案書提出期限日を記入してください。

③件名

業務名を記入してください。

※ 誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された提案書の件名が相違する場合、提案書がどの業務に係るものなのかを判別できないものについては無効となりますのでご注意ください。

④「提案書 在中」の記載

(裏)

差出人	住所 商号 (名称) 代表者名
-----	-----------------------

裏 面

①参加者(会社・団体等の代表者)名

住所、商号 (名称)

を記入してください。

【封印について】

左の例のとおり、のり付けされている部分は入札参加資格登録時に市に届けている「使用印鑑」で封印してください。

※指定した方法以外で作成された場合は、失格となる場合がありますので、十分ご注意ください。

